

令和6年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 令和6年5月24日（金）午前10時20分から午前11時10分
場 所 四街道市役所本館3階 第2委員会室
出席者 出席委員：酒井会長、木谷副会長、高山委員、伊藤委員、荒邦委員
欠席委員：なし
事務局 常世田総務部長、木村総務部副参事、田村総務課長、服部総務課長補佐、金子情報公開室長、岩井主査、三浦主査補
公開・非公開の別 一部公開（会議次第のうち1から4は非公開、5、6は公開）
傍聴人 0人

会議次第

- 1 委嘱状交付
- 2 総務部長挨拶
- 3 会長の選出
- 4 副会長の選出
- 5 議事
(1)令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）
(2)個人情報の保護に係る安全管理措置の整備状況について（報告）
- 6 その他

会議の内容

事務局 ただ今より令和6年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。配布しました会議次第に沿いまして進行させていただきます。

事務局 初めに、常世田総務部長から委嘱状の交付をさせていただきます。

総務部長 ～委嘱状交付～

事務局 それでは続きまして、常世田総務部長からご挨拶申し上げます。

～総務部長挨拶～

事務局 ～職員紹介～

事務局 それでは、会議次第の3、会長の選出に移らせていただきます。この
たびの任期における初めての審査会となりますので、会長の選出をお
願いいたします。
会長選出までの間は、常世田総務部長が座長を務めさせていただきます
す。それでは、総務部長、宜しく願いいたします。

総務部長 それでは、会長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきます
すので、宜しく願いいたします。
早速ですが、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1
項により、情報公開・個人情報保護審査会は会長と副会長を各1名置
くこととしており、同条第2項では、「会長及び副会長は、委員の互
選によって定める。」としております。
これより、会長の選出を行いたいと思います。委員の皆様、ご推薦等
ございますか。

～委員から、会長に酒井委員を推薦する意見あり～

総務部長 ただ今、会長に酒井委員という推薦がありました。皆様いかがでし
ょうか。

委員全員 ～異議なし～

総務部長 委員全員のご賛同が得られましたので、会長は酒井委員に決定させて
いただきます。どうぞ宜しく願いいたします。これにて座長の任を
解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

事務局 早速ですが、酒井会長、ご挨拶をお願いいたします。

～会長 就任の挨拶～

事務局 ありがとうございます。
それでは、ここからは会長に会議の進行をお願いしたいと思います。
宜しく願いいたします。

酒井会長 それでは続きまして、会議次第の4、副会長の選出を行いたいと思

ます。委員の皆様、ご推薦等はございますか。

～委員から、副会長に木谷委員を推薦する意見あり～

酒井会長 　ただ今、副会長に木谷委員という推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

委員全員 　～異議なし～

酒井会長 　委員全員のご賛同が得られましたので、副会長を木谷委員に決定させていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局 　それでは、木谷副会長、ご挨拶をお願いいたします。

～副会長 就任の挨拶～

事務局 　ありがとうございました。
なお、大変恐縮ですが、常世田総務部長、木村総務部副参事につきましては、所用のため、これをもちまして退席をさせていただきます。

～常世田総務部長、木村総務部副参事退席～

事務局 　それでは、会議を再開させていただきます。
四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の進行につきましては、酒井会長をお願いいたします。

酒井会長 　それでは委員の皆様のご協力の程、宜しくお願いいたします。
この後の内容につきましては、まず、議事の1点目として令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告、次に、2点目として個人情報の保護に係る安全管理措置の整備状況についての報告を予定しております。最後に、その他としまして、次回開催予定について事務局からの説明を予定しております。

酒井会長 　ただ今の出席委員は5名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、出席者が委員の過半数を超えてい

ますので、会議は成立いたしました。

また、会議の公開・非公開につきましては、今回の議事の内容が情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告等に関する案件であり、審査請求事件の調査及び審議に関する事項ではないため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、公開といたします。

本日は、傍聴希望者はおられますか。

事務局

傍聴希望者はありません。

酒井会長

それでは、本日は傍聴人無しということで進めさせていただきます。なお、本日の会議資料につきましては、四街道市の審議会等の会議の公開に関する指針により、閲覧に供するものとしますが、傍聴人への配布については、本日は傍聴人がおられませんので省略させていただきます。

酒井会長

次に、会議録における発言者名については、審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても発言者名を明記する取扱いにしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

委員全員

～特になし～

酒井会長

それでは、会議録における発言者名につきましては、明記することといたします。

酒井会長

これより、議事に入ります。
議事の1点目、令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

～事務局から令和5年度情報公開制度の実施状況について説明～

酒井会長

ただ今、事務局から令和5年度情報公開制度の実施状況について説明がありましたが、何か質問等がございましたら委員の皆様お願いいたします。

委員全員 ～特に質問等なし～

酒井会長 次に、令和5年度個人情報保護制度の実施状況について、事務局の説明を求めます。

事務局 ～事務局から令和5年度個人情報保護制度の実施状況について説明～

酒井会長 ただ今、事務局から令和5年度個人情報保護制度の実施状況について説明がありましたが、何か質問等がございましたら委員の皆様お願いいたします。

木谷委員 資料の請求者区分において任意代理人と記載されている箇所がありますが、本人とどのような関係の方なのかと任意代理人の権限の確認方法について説明をお願いします。

事務局 令和5年度から個人情報の保護に関する法律が適用されておりまして、任意代理人につきましては委任状の提出と委任者及び受任者の本人確認ができる書類の提出を求め確認をしております。

木谷委員 任意代理人は委任者とどのような関係の方が多くですか。

事務局 昨年度は任意代理人として家族の方が多く傾向にありました。

木谷委員 親族関係以外の一般の方が任意代理人として請求したケースはありますか。

事務局 現在のところありません。

高山委員 介護保険関係で配偶者や親族の方が任意代理人として申請が可能かという相談が行政相談でありました。これから、高齢者が増えると代理人の申請が増加傾向になると考えられます。

事務局 介護保険関係では高齢者が多いため、本人が請求することが難しいケースも見受けられることから、今後、家族の方が任意代理人となり請求されるケースが増加すると想定されますので、慎重に対応する必要があります。

木谷委員 介護を受けられている方はご自身の意思や能力などが良好であればよろしいのですが、そうでない場合は委任すること自体が有効なのかという問題が生じる可能性もありますので、柔軟かつ慎重に対応する必要があります。後々の事を考えるといずれにしても難しい問題であると認識しております。

酒井会長 他にございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 無いようですので、次に会議等の公開状況について事務局より説明をお願いします。

事務局 ～事務局から会議等の公開状況について説明～
以上で、令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての説明とさせていただきます。

木谷委員 四街道市のユーチューブでは会議の公開状況等について発信しておりますか。

事務局 現在のところ会議の公開状況等については行っておりません。

酒井会長 それでは以上で、令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等を終了いたします。次に議事の2点目、個人情報の保護に係る安全管理措置の整備状況について事務局の説明を求めます。

事務局 ～事務局から、個人情報の保護に係る安全管理措置の整備状況について説明～

酒井会長 ただ今、個人情報の保護に係る安全管理措置の整備状況について説明がありましたが、委員の皆様から何か質問等ございましたらお願いします。

木谷委員 個人情報について、四街道市でサーバーを保有して情報を管理しているのかそれともクラウドを利用して管理されているのですか。

- 事務局 全てを把握している訳ではありませんが、住民情報システムというものがございまして、住民基本台帳や税情報などを管理するものがあります。また、事業者への委託によりクラウドにより外部サーバーで管理しているものもあります。
- 木谷委員 内部サーバーを保有し、そちらで扱っている個人情報もありますか。
- 事務局 全てを把握している訳ではありませんが、事業やシステムの内容等により異なっているものだと認識しております。
内部サーバーは現在、減少傾向となっております。
- 木谷委員 情報の管理方法については内部サーバーに始まり、その後クラウドになり、現在に至るまで変化をしてきましたので、いろいろとご苦労があったかと思いますが、情報の管理方法のメリット、デメリットを考慮しながら時代の変化に合わせた方法で管理していただければと思います。
- 高山委員 今回、保有個人情報保護管理規程の改正において、総括個人情報保護管理者が総務部長から副市長に変更されておりますが、他の自治体も同様の改正を行っているのですか。総務部長の方が総括個人情報保護管理者に相応しいのではないかという考え方もあると思いますがいかがでしょうか。
- 事務局 他の自治体が必ずしも同様とは申し上げられませんが、本市においては、一般の個人情報の管理は総務部総務課で、特定個人情報の管理は経営企画部デジタル推進課で行っております。個人情報の管理を二つの部により行っておりますので、その上位の職である副市長を総括個人情報保護管理者に改正したものであります。
もう一点の理由として、個人情報保護委員会による立入検査・実地調査が行われる際、個人情報保護委員会が想定するハイレベルのリスクコミュニケーションの相手方として、副市長が挙げられていることが改正理由であります。
- 酒井会長 マニュアルの整備はいつ頃を予定しておりますか。

- 事務局 マニュアルにつきましては、整備に向けて昨年度、業務委託により着手したところであります。現在、本市の実情に合った内容になるよう確認作業を行っております。本年10月頃を目途に整備を進めてまいりたいと考えております。
- 酒井会長 以前、情報公開制度や個人情報保護制度に係る規程や取り扱いマニュアル等について、配布していただきましたが、今回は委員に配布する予定はありますか。
- 事務局 現在作成中のマニュアルにつきましては、完成しましたら委員の皆様にお配りさせていただきます。また、委員の皆様には審査していただくために開示請求等の取り扱いについての手引きも作成しておりますので、併せてお配りさせていただく予定でおります。
- 酒井会長 その他、委員の皆様から何かございますか。
- 委員全員 ～特になし～
- 酒井会長 無いようですので、次の議題に移ります。
会議次第の6、その他についてですが、次回の審査会の開催予定等について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 ～次回の審査会の開催予定について説明～
～委員名簿の確認についての依頼～
- 酒井会長 以上で会議次第の6、その他を終了いたします。
最後に委員の皆様ら何かご意見等ございますか。
- 委員全員 ～特になし～
- 酒井会長 無いようですので、以上で、令和6年度第1回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。